

様式 2

男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(分野名) 多様な選択を可能にする能力開発・生涯学習施策について

(施策名) 4. 施策を取り巻く制度・環境の整備

1 主な施策の取組状況及び評価

【雇用形態に中立的な能力開発機会の確保】

○非正規雇用者等の職業能力形成機会に恵まれない者に対して、きめ細かなキャリア・コンサルティングを通じた意識啓発や課題の明確化を行った上で、企業実習と座学を組み合わせた実践的な職業訓練の機会を提供し、企業からの評価結果や職務経歴等を「ジョブ・カード」として取りまとめることにより、就職活動等に活用する、ジョブ・カード制度を平成 20 年 4 月より実施しており、平成 21 年 8 月末までに、ジョブ・カード取得者は約 12.7 万人（平成 20 年度は約 6.5 万人）、訓練受講者数は約 6.1 万人（平成 20 年度は約 3.5 万人）となっている。

○雇用保険法等の改正による教育訓練給付制度の見直し（平成 19 年 10 月 1 日施行）

- ・支給要件期間の緩和（原則 3 年以上。初回に限り、暫定的に 1 年以上）
- ・給付率及び上限額の一本化（給付率：2 割、上限額：10 万円）

（関連法令等）

雇用保険部会報告書（平成 19 年 1 月 9 日）とりまとめ

雇用保険法等の一部を改正する法律（平成 19 年法律第 30 号）の公布、施行

雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成 19 年厚生労働省令第 80 号）の公布、施行

2 今後の方向性、検討課題等

【雇用形態に中立的な能力開発機会の確保】

○平成 20 年度～24 年度までの 5 年間で、ジョブ・カード取得者数 100 万人、ジョブ・プログラム修了者数 40 万人を目指し、制度の普及を進めていく。

○教育訓練給付制度の効果的活用が行われるよう引き続き制度の周知・定着を図る。

3 参考データ、関連政策評価等

教育訓練給付の支給状況		(千人、億円)		
		18年度	19年度	20年度
① 受給者数		139	123	124
	男	56	47	45
	女	83	76	79
② 支給金額		103	90	74
	男	49	41	32
	女	54	49	42